

第 24 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年12月17日(金) 午後3時30分から

○ 議 題

1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕 (資料1)

2 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年度練馬区登録文化財に係る諮問について (資料2)
 - ② 区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて (資料3-1、3-2)
 - ③ 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））について (資料4)
 - ④ 練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について (資料5)
 - ⑤ 練馬区立地域子ども家庭支援センター運營業務委託事業者の決定について (資料6)
 - ⑥ その他

令和3年度

教育に関する事務の管理および執行の状況の

点検および評価表（項目別）

（案）

IV 事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

重点 施策	1-① 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業 成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。</p> <p>区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。</p> <p><実績></p> <p>【平成30年度】 区立幼稚園64人 私立幼稚園91人</p> <p>【令和元年度】 区立幼稚園63人 私立幼稚園94人</p> <p>【令和2年度】 区立幼稚園54人 私立幼稚園89人</p>
	今後の 取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について検討する。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業 成果	<p>【平成30年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回</p> <p>「ねりま接続期プログラム」発行 3,000部</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 17,000部</p> <p>【令和元年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回）</p> <p>懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や給食試食、懇談会等の実施）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年3回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p> <p>【令和2年度】</p> <p>研修・交流会（管理職対象2回）</p> <p>「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回</p> <p>「もうすぐ1年生」発行 16,000部</p>

主な取組	今後の取組	教育現場での「ねりま接続期プログラム」の更なる活用を図る等、幼保小連携充実のための取組を引き続き検討し、実施していく。また、外国人児童・保護者のための小学校入学(転入)ガイドブックを作成し、周知を図る。
	所管課	教育施策課
	項目3 小中一貫教育の推進	
	目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
	事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて「目指す15歳の姿」を設定した。 また、校区別協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修および小中一貫教育フォーラムやリーフレット・報告書による情報発信をした。</p> <p>【平成30年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和元年度】 小中一貫教育フォーラム開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区別協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
	今後の取組	令和4年1月に小中一貫教育の啓発リーフレットを発行し、令和4年2月3日に開催される練馬区教育実践事例発表会にて成果を発表する。
	所管課	教育指導課
	項目4 人権教育・道徳教育の推進	
	目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
	事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度は、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 また、「特別の教科 道徳」の学習指導要領に沿った指導を、確実に小中学校全校で行うために、教員向けの研修会を年間2回行った。 さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>

主な取組	今後の取組	「特別の教科 道徳」が小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から全面実施されている。小中学校での道徳授業がより充実するように引き続き取り組んでいく。
	所管課	教育指導課
	項目5 英語教育の充実	
	目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
	事業成果	<p>(1) ALTを活用した指導体制の充実</p> <p>①小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施</p> <p>②小学校における全時間ALTの配置</p> <p>③ALT連絡協議会の実施</p> <p>④ALT派遣会社担当者との情報共有</p> <p>(2) 英検検定料補助制度</p> <p>【平成30年度】 実施校34校 志願者数2,665人</p> <p>【令和元年度】 実施校33校 志願者数2,621人</p> <p>【令和2年度】 実施校33校 志願者数2,956人</p> <p>(3) 英語4技能検定実施 中学2年生対象・全校実施</p>
	今後の取組	学習指導要領を踏まえた外国語指導を行うことができるよう、研修会を通して教員の質の向上を図る。 児童・生徒が英語を使う機会を設けるため英語村の実施を検討する。 英語4技能検定の結果や学力調査の分析結果を踏まえ、授業に活かす。
	所管課	教育指導課
	項目6 子どもたちの体力向上の促進	
	目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた授業公開、全校での体力向上推進計画の作成等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
	事業成果	<p>(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置</p> <p>校長、教員を委員とする委員会において、①～③の内容について検討し、実践等を行った。</p> <p>①新体力テストのデータ分析</p> <p>②児童・生徒の体力向上に関する実技研修</p> <p>【会場】小学校 【対象】小中学校教員</p> <p>③児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布</p> <p>(2) 体力向上推進計画の作成</p> <p>新体力テストの到達目標を設定および体力向上に関する具体的取組について作成した。</p> <p>【具体的取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・運動する場所の整備 ・保護者等への啓発活動

主な取組	今後の取組	各校の体力向上に係る取組を推進し、今後も継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。 教員向けに、子どもたちが運動にすすんで取り組むことができるような実践事例集を作成する。
	所管課	教育指導課
	項目7 子どもたちの食育の推進	
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
	事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【平成30年度】全校 【令和元年度】全校 【令和2年度】全校 地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した学校給食を提供し、目の前の食材を「生きた教材」として活用を促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【平成30年度】小学校58.7日、中学校59.8日 【令和元年度】小学校62.7日、中学校58.6日 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日
	今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、次期食育推進計画（令和4年度～8年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	教室のICT環境の整備を行い、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【平成30年度】 ICT活用ワーキンググループでの検討・公開授業を踏まえ、利活用報告書を作成した。 【令和元年度】 小中学校の全ての普通教室等に教育ICT機器を配備した。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。
今後の取組	日々の学習の中でのICT機器の活用だけでなく、特別支援教育や不登校児童生徒への支援、感染症のまん延による臨時休校等の緊急事態等、あらゆる場面でICT機器の特長を生かし、学びの保障に取り組んでいく。	
所管課	教育施策課、教育指導課	

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館管理員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【平成30年度】</td> <td>【令和元年度】</td> <td>【令和2年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館管理員</td> <td>小30校、中16校</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小34校、中19校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小35校、中18校</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小31校、中14校</td> </tr> </table> <p>平成30年度から3か年計画で順次進めてきた学校図書館蔵書管理システムの導入が、令和2年度末で全区立小中学校への配備を完了し、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p> <p>【平成30年度】37校（新規：中28校、更新：中5校、小4校）</p> <p>【令和元年度】31校（新規：小30校、更新：小1校）</p> <p>【令和2年度】30校（新規：小30校、更新：なし）全校導入完了</p>		【平成30年度】	【令和元年度】	【令和2年度】	学校図書館管理員	小30校、中16校	小34校、中19校	小34校、中19校	学校図書館支援員	小35校、中18校	小31校、中14校	小31校、中14校
		【平成30年度】	【令和元年度】	【令和2年度】									
学校図書館管理員	小30校、中16校	小34校、中19校	小34校、中19校										
学校図書館支援員	小35校、中18校	小31校、中14校	小31校、中14校										
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画を作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>新学習指導要領に基づく、教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館管理員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。一部の教科だけでなく、様々な教科での利活用を推進する。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携の更なる取組を期待する。また、小中一貫教育を練馬区全域で引き続き取り組んでほしい。 ○ ねりま接続期プログラム、更にステップシートに関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ 子どもたちの体力づくりを強化し、併せて子どもたちの内面的な成長にむけて、人権教育、道徳教科を通して、言葉で表現する力を充実させてほしい。 ○ 運動に親しむ機会の意図的な設定「一校一取組」の活動を実施し、家庭でも運動に取り組むことができるような資料の作成を期待する。 ○ 全国学力・学習状況調査結果に基づく、授業改善への検証と分析を行い、学力向上に資する方策を推進してほしい。 ○ 区立図書館との連携強化について大いに期待する。 ○ タブレットの円滑な活用やデジタル教科書等の整備を推進して、子どもたちの学力や学習意欲の向上に役立ててほしい。 ○ ネット依存からみえる、怠惰、精神的不安定、学習意欲の減退など、諸問題に対応できる相談機能がいきていることが大切である。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き練馬区全域で小中一貫教育に取り組む。 ○ 教育現場での幼保小連携の更なる充実を図るため、「ねりま接続期プログラム」の改定について検討する。 ○ 平成30年1月にステップシートの活用に係るリーフレットを作成・配布した。今後も活用を推進するとともに、事例集の作成について検討する。 ○ 子どもたち一人ひとりの考えが様々な場面で表現されるよう、タブレット端末を効果的に活用しながら、「考える道徳、議論する道徳」の充実を図っている。 ○ 体力向上検討委員会において、家庭でも運動に取り組むことができるような動画を5つ作成し、練馬区立幼稚園・小中学校公式YouTubeチャンネルに公開した。 ○ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う臨時休校により授業時間の確保が難しく、調査の実施が困難なため中止となった。令和3年度は調査結果に基づいた検証と分析を行い、リーフレットの作成等、学力向上に資する方策に取り組む。 ○ 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図るため、各学校の「読書活動推進のための指導計画」を、地域の図書館と共有することで連携を強化し、区立図書館による団体貸出等の学校支援サービスを、計画的に授業や全校一斉読書で活用し、学力向上や読書活動の推進を図る。 ○ 情報モラル講習会を全小中学校で毎年度開催し、デジタル機器の適正な利用やネット依存の危険性について指導している。また、区内4所の学校教育支援センターにて教育相談室を開室し、学習意欲減退等の諸問題に関する相談を受け付けている。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼保小連携および小中一貫教育について、協議会、フォーラム、リーフレット配布等の取組を継続してほしい。 ○ 目指す15歳の姿の設定や中学校区別研究会を実施し、小中一貫教育の充実が図られている。 ○ すべての中学校の校舎に、小学生が使うための連携教室を整備できるよう検討してほしい。 ○ 「特別の教科 道徳」の取組に関する教員向けの研修会は、今後も対象者を増やして継続してほしい。 ○ ALT配置および英検検定料補助制度等、具体的な取組を実施し、英語教育の充実を図っている点は評価できる。英語以外の教科でも具体的な取組を実施して、学びの充実を図ってほしい。 ○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。体力向上のための取組を実践してほしい。 ○ 地場産物を使用した学校給食の提供は評価できる。今後は生産者による説明の機会を増やしてほしい。また、伝統的日本食の継承につながる企画や食品ロスに関する取組の実施を検討してほしい。 ○ すべての児童・生徒にタブレット端末を配備した点は評価できる。引き続き、タブレット端末の効果的な活用を推進してほしい。

重点 施策	1-② 教員の資質・能力の向上	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。 ○ 授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。 ○ ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。 ○ 教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。

主 な 取 組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業 成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>①職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修</p> <p>②年次研修 中堅教諭等資質向上研修Ⅰ、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修</p> <p>③担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ・不登校対応研修、学校マネジメント講座</p> <p>④教育課題研修 人権教育研修、外国語・外国語活動研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、水泳実技研修、体育実技（ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携地区別研修、学校教育相談研修、保健担当者研修、理科実技（指導力向上）研修、ICT活用研修、プログラミング教育研修、プログラミング教育指導教員養成講座、指導教諭による模範授業、ねりまスキルアップ講座</p>
	今後の 取組	従来の集合型研修だけでなく、動画視聴型研修やオンラインによる双方向型研修など新たな研修スタイルを取り入れ、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。	

事業 成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用指導力の向上に努めた。</p> <p>【平成30年度】 ICT機器を活用した公開授業の実施（2回）。</p> <p>【令和元年度】 ICT機器を活用した教育活動の推進に向けた研修会の実施（2回）。</p> <p>【令和2年度】 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）。</p>
今後の 取組	<p>還元研修を目的としたICT活用推進リーダー育成研修会を通して、ICT活用推進リーダーを育成し、校内研修の充実を図る。</p> <p>タブレット端末を含むICT機器を活用した実践事例集を作成し、区内全教員で共有することで、ICT機器を活用した教育活動のさらなる充実を図る。</p>
所管課	教育指導課
項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	<p>小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。</p>
主な 取組 事業 成果	<p>(1) 人的配置 学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。 教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間の確保や、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。</p> <p>【平成30年度配置数】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校1校、中学校4校</p> <p>【令和元年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校1校、中学校1校 スクール・サポート・スタッフ：小学校6校、中学校4校</p> <p>【令和2年度】 学校経営補佐：中学校1校 副校長補佐：小学校17校、中学校7校 スクール・サポート・スタッフ：小学校46校、中学校21校 部活動指導員：中学校3校</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム 【令和元年度】 ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始 【令和2年度】 ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施 ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結</p>

今後の取組	<p>教員の業務をサポートする会計年度任用職員について、引き続き配置を拡大する。</p> <p>教職員出退勤管理システムについては、教職員の負担軽減のため、出勤簿管理や休暇等の申請などの事務手続きを引き続きシステムで行う。また、客観的に把握した教員の在校時間を活用することで、学校における教員の働き方改革を推進し、時間外在校等時間の適正化を図る。</p>
所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ICT機器を利活用した学習が進められるなか、教員の使いこなすための研修もいよいよ必須のものとなったと考える。オンライン研修も課題があるかと思うが実施してほしい。 ○ 教員は子どもと向き合う時間の確保を一番に考えてもらいたい。引き続き、非常勤職員の配置やスクール・サポート・スタッフの配置などを充実させてほしい。 ○ 教育現場のニーズに合わせた研修、若手・中堅教員等のキャリア応じた実践的な研修を充実させて、教員の資質・能力の向上をすすめてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、オンライン研修を実施することが増えた。効果的な実施方法を検討し、質の向上を図る。 ○ スクール・サポート・スタッフは、令和3年度より全校に配置している。引き続き、副校長補佐や部活動指導員等の会計年度任用職員の配置の充実に取り組む。 ○ ねりまスキルアップ講座やICTに関する研修など、教育現場のニーズに合わせた研修を引き続き充実させていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育課題研修が幅広い分野に対して実施されたことは評価できる。引続き、教員の資質や指導力の向上に努めてほしい。また、環境教育に関する研修の実施を検討してほしい。 ○ コロナ禍でも教育課題研究指定校がオンラインなど工夫して、優れた教育の実践を推進していることは評価できる。 ○ 実地指導の充実のために、教育アドバイザーによる訪問回数を増やすよう検討してほしい。 ○ 細やかな準備期間もなく、タブレット端末を使ったリモート学習が進められたことは、全教員の大変な努力、研鑽があったと思うので、その能力を評価したい。今後は、対面授業との組み合わせ、効率的な対応等について検討してほしい。 ○ ICT機器活用能力向上に関する取組は評価できる。引続き、実践事例集の作成・共有を推進してほしい。 ○ 教員の業務をサポートする職員の配置等の取組は評価できる。今後は、職員を増員する上で質の向上も推進してほしい。

重点施策	1-③ 学校の教育環境の整備	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の建物や設備の改修・改築を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。 ○ 区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。 ○ 教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。 ○ 一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。

主な取組	項目1 学校施設の整備（改修・改築）	
	目標	校舎等の耐震化により児童・生徒の安全を確保するとともに、よりよい学習環境を整備する。
	事業成果	<p>耐震補強工事では十分な耐震性能（Is値0.75以上）等を確保できない学校施設について、部分改築または全部改築により耐震化を進め、「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づく仮設建築物の解消と合わせて校舎等の改築を進めた。</p> <p>また、「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき改築を進め、令和2年度には旭丘小学校・旭丘中学校の改築設計に着手した。</p> <p>【平成30年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、大泉西中学校） 設計1校（関町北小学校）</p> <p>【令和元年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、大泉東小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、関町北小学校）</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小学校・旭丘中学校）</p>
	今後の取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改修・改築を進めていく。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
	目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>
	事業成果	<p>令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。</p> <p>【平成30年度】 地域説明会 2回</p> <p>【令和元年度】 推進委員会 4回 地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】 推進委員会 2回</p> <p>練馬区公式ホームページにおいて検討状況等を報告（令和3年1月）</p>

主な取組	今後の取組	今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方等について検討を継続する。 また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。
	所管課	教育施策課
	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和3年度は小学2年生が35人学級となった。これまでも東京都の制度で2年生は35人で学級編制を行っていたため、法改正による影響はなかった。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、子どもたちの安全確保やよりよい学習環境を整備している。 ○ 全面改築された学校は、多様な意見を取り入れて教育環境の向上にふさわしい形で整えられている。 ○ 老朽化した校舎の改修、改築を待つ各学校についても順次応えてほしい。 ○ 今後のICT利活用推進の研修や教員のICT利活用研究の充実に期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、施設の状況に応じて必要な改修を実施していく。 ○ 教員のICT利活用の推進のため、各校にICT活用推進リーダー（1名）を設置し、研修を実施している。また、各校におけるICT活用の好事例を収集し「（仮称）ICT実践事例集」の作成に向けて準備を進めている。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、学校施設の耐震化を迅速に推進してほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認をしてほしい。 ○ 学校の屋上等の空きスペースを活用した太陽光発電設備の設置など工夫し、気候変動対策をはじめ、SDGsに関する取組を推進してほしい。 ○ 体育館の空調設備や屋外授業で使用するテントの用意等、先取りしている予防対策はよかった。 ○ 樹木の倒壊による被害を防止するために、全校に対して調査を実施した点は評価できる。 ○ 旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けた準備が整ってきている。区で初となる高齢者・障害児との総合施設として大いに期待する。 ○ 小学3年生から6年生までの35人学級編制の早期対応に努めてほしい。 ○ 通学路の安全等、ハード面は整備されている。ただ、指定の通学区割りを越えて、遠方から長い距離を徒歩で登下校している小学生低学年の子どもたちの安全性は気になるところである。

2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点 施策	2-① 家庭教育への支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 ○ 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

主な 取組	項目1 家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業 成果	<p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和2年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 学校や勉強が苦手な子どもたちの進路選択 令和2年9月5日 20名</p> <p>(2) 子育て講習会（4回制） 令和2年10月17日、24日、31日、11月7日 延55名</p> <p>(3) 発達の特徴に合わせた、読み書きサポートのコツ 令和2年11月26日 26名</p> <p>(4) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和2年12月5日 18名</p> <p>(5) 子育て講習会（3日制） 令和3年1月30日、2月13日、27日 延22名</p> <p>(6) 悩まないで子どもの不登校 令和3年2月4日 6名</p> <p>(7) 不登校経験のある子どもの進路選択 令和3年3月13日 16名</p> <p>令和2年度 合計7講座 12回 延べ163人 (令和元年度 合計14講座 22回 延べ625人)</p>
	今後の 取組	今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。関係機関と連携した事業周知も引き続き取り組んでいく。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター
	項目2 関係機関との連携強化	
	目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
事業 成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に参加し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。	

主な取組	今後の取組	スクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
	所管課	学校教育支援センター、練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 孤立しがちな家庭との開かれた関係づくりについては、アウトリーチが重要である。スクールソーシャルワーカー、地域の育成委員、主任児童委員などとの連携は欠かせないと考える。 ○ 不登校、いじめ、ネグレクト問題への早期発見、早期対応のために家庭とつなぐ役割をすくいとれる面の働きを関係者が形成していくことが望まれる。 ○ 子育てに関する講演会を開催し、家庭への情報提供の場を充実させている。 ○ 保護者対象の研修は必須であると考え。今後も取り組んでほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。 ○ 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てに関する講演会等に、より多くの保護者等に参加してもらえよう、創意工夫をしてほしい。 ○ 多忙な保護者が子どもと向き合うための創意工夫ができるよう、家庭と学校との情報交換等の支援を推進してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携し、児童・生徒を効果的に支援している点は評価できる。引続き、スクールソーシャルワーカーが力を発揮しやすい環境を作してほしい。

2-② 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
重点施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。 ○ 家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。 ○ 子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。

項目1 学校安全対策の推進																																								
目標	区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む他、講習会等啓発事業の開催を通じて保護者、教職員、子ども等の防犯意識の向上に努める。																																							
主な取組	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察署に繋げた。</p> <p>また、保護者向け・教職員向け・子ども向けの講習会を実施し、防犯意識の啓発に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>135日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>23校</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>385日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>62校</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>派遣日数</td> <td>282日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>派遣校数</td> <td>49校</td> </tr> </table> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施（平成28年度～）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>参加者</td> <td>637名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>参加者</td> <td>706名（5校）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>参加者</td> <td>20名（1校）</td> </tr> </table> <p>通学区域防犯カメラの設置（平成26年度～）</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>【平成26年度】</td> <td>65台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【平成27年度】</td> <td>128台</td> <td>累計 193台</td> </tr> <tr> <td>【平成28年度】</td> <td>132台</td> <td>累計 325台</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>66台</td> <td>累計 391台</td> </tr> </table>	【平成30年度】	派遣日数	135日		派遣校数	23校	【令和元年度】	派遣日数	385日		派遣校数	62校	【令和2年度】	派遣日数	282日		派遣校数	49校	【平成30年度】	参加者	637名（5校）	【令和元年度】	参加者	706名（5校）	【令和2年度】	参加者	20名（1校）	【平成26年度】	65台		【平成27年度】	128台	累計 193台	【平成28年度】	132台	累計 325台	【令和元年度】	66台	累計 391台
【平成30年度】	派遣日数	135日																																						
	派遣校数	23校																																						
【令和元年度】	派遣日数	385日																																						
	派遣校数	62校																																						
【令和2年度】	派遣日数	282日																																						
	派遣校数	49校																																						
【平成30年度】	参加者	637名（5校）																																						
【令和元年度】	参加者	706名（5校）																																						
【令和2年度】	参加者	20名（1校）																																						
【平成26年度】	65台																																							
【平成27年度】	128台	累計 193台																																						
【平成28年度】	132台	累計 325台																																						
【令和元年度】	66台	累計 391台																																						
今後の取組	通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察署等と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。実技講習会等の啓発活動については、行動を通じて学ぶことができるメニューを検討、実施する。																																							
所管課	教育総務課																																							
項目2 地域を活用した教育活動の推進																																								
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。																																							

主な取組	事業成果	<p>平成28年度から、地域人材の活用を進めるため、「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度より全校・園にて実施した。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象とした放課後等の学習支援「地域未来塾」を実施した。地域未来塾の実施にあたり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用をした。</p> <p>【平成30年度】 学校・地域連携推進校 102校・園（うち地域未来塾実施校 70校） 学校サポーター登録数 308名・11団体（平成30年度末時点）</p> <p>【令和元年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 71校） 学校サポーター登録数 309名・13団体（令和元年度末時点）</p> <p>【令和2年度】 学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 75校） 学校サポーター登録数 352名・10団体（令和2年度末時点）</p>
	今後の取組	引き続き全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域の人材の活用を進めていく。学校サポーターの登録者数の拡大に取り組みながら、地域未来塾の学習支援員の確保につなげ、学校での活用を促進していく。
	所管課	教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り、安全面については、児童・教員はもちろん保護者も関わるべきである。講習会を今後も実施していただきたい。 ○ 部活動支援では、教員経験のある部活動指導員を任用し、教員の負担を軽減できるよう引き続き増員してほしい。 ○ 家庭の力を活かし学校との協働を図るために、各家庭が、主体的に生活習慣や家庭学習を計画、実施、評価できるような取組を推進してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの見守り・安全講習会については、各校PTAにも参加を積極的に働きかけていく。 ○ 教員の負担を軽減できるよう、引き続き部活動指導員の増員に取り組む。 ○ 子どものよりよい生活習慣や家庭学習の定着に向けて、各学校が保護者会や学校だより等をとおして家庭と連携できるよう、働きかけていく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、保護者、地域、警察署と合同で行う通学路安全点検を全校で実施し、子どもたちの事故を未然に防いでほしい。 ○ 学校周辺の防犯は地域の協力が不可欠であると考え。より多くの地域の方に安全講習会に参加してもらえよう周知してほしい。 ○ 地域社会の子ども世代を守り、向き合おうとする大人たちの誠意と熱意を感じる。学校も地域に潜在する多くの力を引き出すために、地域との好ましい関係づくりに励んでほしい。 ○ 防犯指導、民間警備員の配置、通学路の安全点検、実技講習会等を継続的に実施して、学校安全対策を今後も推進してほしい。 ○ 地域人材を活用して「学校・地域連携事業」を推進し、地域未来塾や学校サポーター登録制度を充実させている点は評価できる。

3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

3-① いじめ・不登校などへの対応	
重点 施策	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 ○ 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 ○ 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 ○ 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進	
目 標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>
主 な 取 組	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に一般教育相談員と心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【平成30年度】2,133件 【令和元年度】2,374件 【令和2年度】2,624件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの支援者数 【平成30年度】小学生245人 中学生221人 【令和元年度】小学生282人 中学生255人 【令和2年度】小学生286人 中学生294人</p> <p>(3) 研修会等の実施 全校の教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、全校の教職員に配付した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>

主な取組	今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>平成30年度に開始したスクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、区内別室対応の強化を図る。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
	項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決	
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	令和3年度からのスクールロイヤー制度導入に向け、業務委託内容の検討を行った。
	今後の取組	<p>練馬区におけるスクールロイヤー制度の確立のため、制度の効果検証や関係部署との連携体制の検討・強化を行う。</p> <p>また、学校におけるトラブル防止および初期対応能力の向上のため、管理職研修を実施する。</p>
	所管課	教育指導課
	項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
	目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
	事業成果	<p>不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象:フリーマインド・中学生対象:トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数 【平成30年度】フリーマインド103人 トライ247人 【令和元年度】フリーマインド129人 トライ295人 【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人 令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数 【令和元年度】21人（小学生11人 中学生10人） 20人（15歳～18歳）</p>

主な取組	事業成果	<p>【令和2年度】17人（小学生9人 中学生8人） 23人（15歳～18歳）</p> <p>平成27年度から不登校の児童・生徒に対して、自立した生活を送れるようにするため、居場所を設けている。生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成するための支援を行っている。（居場所支援事業）</p> <p>登録者数 【平成30年度】18人（小学生13人 中学生5人） 【令和元年度】18人（小学生11人 中学生7人） 【令和2年度】20人（小学生9人 中学生11人）</p> <p>令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により、開始した。</p>
	今後の取組	<p>令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始。現在、民間施設の借上げにより行っているが、令和5年以降、公共施設の跡施設に移転を検討。</p> <p>全区立小中学校の児童・生徒に配備されたタブレットパソコンの内、中学生には学習支援アプリが導入されていないため、不登校生徒の学習支援の充実を目的として、学習支援アプリを導入し、適応指導教室および中学校で活用する。</p>
	所管課	学校教育支援センター
	項目4 不登校実態調査の実施	
	目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
	事業成果	<p>令和3年度予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校生徒追跡調査の実施 ・支援が必要な高校生年代へのアンケート等調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度調査の分析・まとめ ・民間の不登校児童・生徒支援事業に関する調査の実施 ・ふれあい月間における長期欠席児童・生徒調査の実施 ・学校状況調査の実施
所管課	教育指導課、学校教育支援センター	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ、不登校などについて、相談体制、学習支援などが整えられていることは評価できる。 ○ いじめ対応アプリの導入も時機を得ている。 ○ 不登校対策のため、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、居場所支援事業等、効果的な施策を拡充していることは評価できる。 ○ スクールソーシャルワーカーの定期訪問を区立全小中学校で実施していることを評価する。 ○ 学習支援の場への交通手段が困難なケースへの対応が望まれる。 ○ 適応指導教室の増設も早期に取り組んでほしい。 ○ いじめや虐待の防止、早期対応のため、専門家やスクールカウンセラー等との連携、スクールロイヤー制度の整備を推進してほしい。 ○ スクールソーシャルワーカーによる不登校児童・生徒の支援の必要性がうかがわれる。今後も福祉事務所や子ども家庭支援センター等の関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカー事業を充実させて、子どもたちの不登校や虐待の未然防止、早期解決に努めてほしい。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年3月、上石神井において、適応指導教室・居場所支援事業を委託により開始した。 ○ 令和3年6月に、第二東京弁護士会と委託契約を締結し、スクールロイヤー制度を導入した。より効果的に制度を運用するため、スクールロイヤーと教育委員会とで定期的に情報連絡会を実施する。 ○ 情報連絡会の中で、スクールカウンセラー等と意見交換を行うことで、スクールロイヤーと専門家との連携強化を図る。 ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーの地区ごとの意見交換会を行い、意思疎通の強化、顔の見える関係作りに取り組んだ。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども家庭支援センター職員とスクールソーシャルワーカーが地区ごとに意見交換会を行い、関係を構築することで、児童・生徒へのより良い支援に結びつくと思う。 ○ 関係機関の連携、スクールロイヤー等の専門人材の活用を推進して、いじめの未然防止や早期解決のため、引き続き努めてほしい。 ○ 不登校対策のために多角的に取り組んでいることは評価できる。一方で、不登校児童・生徒は増加傾向にあるため、今後も、校内フリースクールの設置等、子どもたちのニーズに応えた効果的な取組を推進してほしい。 ○ 新たに上石神井に適応指導教室および居場所支援事業が開始したことで、利便性が向上した。今後は、少しでも多くの不登校児童・生徒の居場所になることを期待する。 ○ 不登校問題は根本的な解決法が定まらないため、学校現場で児童・生徒と接する教員には負担がかかっている。今後は、不登校生徒追跡調査等の結果を踏まえて相応しい企画を立ててほしい。 ○ 不登校の要因として、「無気力・不安」が多い。その気持ちを上回るような「登校を楽しみにできる学校」を目指してほしい。

重点施策	3-② さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 ○ 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
主な取組	目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。
	事業成果	<p>(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【平成30年度】 実施会場7か所、利用者248人、修了者228人、うち進路決定者228人 【令和元年度】 実施会場7か所、利用者279人、修了者259人、うち進路決定者259人 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人</p> <p>(2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【平成30年度】 小学校 要保護者 476人 (1.44%) 準要保護者 4,633人 (14.01%) 中学校 要保護者 309人 (2.35%) 準要保護者 2,622人 (19.95%) 【令和元年度】 小学校 要保護者 438人 (1.32%) 準要保護者 4,228人 (12.71%) 中学校 要保護者 292人 (2.23%) 準要保護者 2,482人 (18.98%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 279人 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人 (1.13%) 準要保護者 4,096人 (12.24%) 中学校 要保護者 281人 (2.13%) 準要保護者 2,398人 (18.17%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 ※ () 内は全児童・生徒数に対する割合</p>
	今後の取組	<p>令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。</p> <p>就学援助制度については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数を増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。</p>
	所管課	学務課、学校教育支援センター

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
主な取組	<p>事業成果</p> <p>(1) 入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。また、在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した（延べ人数）。</p> <p>【平成30年度】入学確認通知 新小学1年生126名 新中学1年生48名 就学先確認通知 73名</p> <p>【令和元年度】入学確認通知 新小学1年生129名 新中学1年生57名 就学先確認通知 40名</p> <p>【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名 就学先確認通知 40名</p> <p>(2) 日本語指導の実施 外国人児童・生徒が日本語を習得し、授業を受けることができるよう、日本語指導を行った。</p> <p>【日本語指導を受けた児童・生徒】</p> <p>平成30年度 小学校31校 61名 中学校17校 33名 計48校 94名 令和元年度 小学校29校 58名 中学校17校 31名 計46校 89名 令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名</p> <p>※関連事業 こども日本語教室（地域文化部地域振興課事業推進係）</p>
	今後の取組
所管課	学務課、教育指導課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭、外国籍の家庭、病弱な保護者の家庭の子どもたちが、増えているという。ヤングケアラーの存在も見逃せない。 ○ 学校現場での支援は限られているので、福祉的な社会支援が届けられるように、福祉部との連携を密にしてほしい。 ○ 「中3勉強会」の修了者が全員進路決定し、また9割の利用者が満足しているということを評価する。今後も取り組んでほしい。 ○ 生活困窮世帯への支援のため、就学援助や学習支援事業等の有意義な事業を推進している。引き続き、家庭や子どもたちのニーズに応じた取組を拡充してほしい。
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な取り組み、意見を取り組む方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「中3勉強会」利用生徒および保護者にアンケートを実施した。利用者の全てが高校に進学し、そのほとんどが、入学後休まずに高校に通っていると回答している。また、中3勉強会に参加したことで、「勉強する習慣ができた」、「苦手科目が減り、前よりできるようになった」、「受験（受検）に役に立った」とのご意見をいただいた。引き続き、生徒一人ひとりに適した丁寧な学習支援を行い、学習意欲を引き起こし、全員が進路を決定できるよう、福祉部と連携しながら実施していく。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、支給対象月の拡充、周知回数増を行っている。引き続き、支援が必要な人に対し、適切に周知を行っていく。
------------------------------	---

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭環境に関わらず、教育の機会の均衡を図るために、学習支援事業および就学援助制度を推進してほしい。特に、ヤングケアラーの実態を把握し、対応してほしい。 ○ 福祉や保健等の関係機関とのつながりを強化し、要支援家庭の把握に努めてほしい。 ○ 親の事情により満足な食が与えられない子どもたちがいる。恒常的に困窮する子どもたちを支援するために、配食等の方法が考えられる。 ○ 外国人児童・生徒のための日本語指導や学校案内の多言語化は必要な視点である。今後も、外国人児童・生徒が教育を適切に受けられる取組を推進してほしい。

3-③ 障害のある子どもたちなどへの支援	
重点施策	概要 <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。 ○ ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。 ○ 医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。

主な取組	項目1 障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	<p>(1) 副籍交流の実施 知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に一部制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。また、副籍交流においては、Zoomを使用してオンラインで交流したり、クイズ形式でお便り交換を行うなど、それぞれ工夫しながら交流の充実を図ることができた。 さらに、副籍事例集を作成し、区ホームページの掲載や学校への周知を行うことによって、児童・生徒や保護者に対して、副籍交流制度の理解向上を図った。</p> <p>(2) 研修会の実施 【平成30年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和元年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間3回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。 【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p>
	今後の取組	引き続き、ICT機器を活用する等交流学习、副籍交流および特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課
	項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
	目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>教室のICT環境の整備とあわせ、子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了した。 【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒へ、一人一台タブレット端末を配備した。</p>	

今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
主な取組 事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和2年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】</p> <p>平成30年度 小学校4校、学童クラブ1館、保育園3園 合計8名 令和元年度 小学校6校、学童クラブ3館、保育園1園 合計10名 令和2年度 小学校10校、学童クラブ4館、保育園4園 合計18名</p>
今後の取組	令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和4年度末の新支援方針策定を目指し、検討を開始するとともに、訪問看護ステーションとの協働による練馬区ならではの支援体制を確立する。
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流に関する事例集の作成を検討してほしい。 ○ インスリン注射対応の実施を含めて医療的ケア対応を拡充してほしい。 ○ 障害の有無に関わらず子どもは地域の一員であるという相互理解の促進を図ってほしい。 ○ 全小中学校に特別支援教室を開設して、効果的な特別支援教育を推進していることは評価できる。今後も、特別な支援教育の環境整備や教員の専門性の向上を推進してほしい。 ○ 特別支援教室教員の外部の専門家による指導に努めてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 副籍交流に関する事例集を作成し、区ホームページへの掲載・学校への周知を行った。 ○ インスリン注射対応は「血糖値測定等」として令和2年度から試行的に医療的ケアを開始している。今後は本格実施に向けて当方針に追加する予定である。 ○ 引き続き、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を通じて、互いを尊重し合う態度の育成に努める。 ○ 外部講師を招き、特別支援教室の巡回指導教員を対象とした研修を引き続き実施し、教員の専門性向上を図る。

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍で制約がある中でも、Zoomを使用したオンラインでの交流を図ったり、副籍交流を積極的に行っていることが伺えた。今後は保護者も交流できるように周知する機会を増やしてほしい。 ○ 障害理解のために副籍交流や研修会の実施、ICTを活用した学習支援、医療的ケア児支援体制の充実等、効果的な取組が行われている。 ○ 就学相談の改善、校内外の支援体制の整備、教員の専門性の向上等、効果的な取組を引き続き推進し、特別支援教育の一層の充実を図ってほしい。 ○ ICT環境が整備され、タブレットを利用した学習が可能となった。今後はアプリ等の教材を的確に用意してほしい。 ○ 国に先行して医療的ケア児への受入れ児童数が毎年増えていることは評価できる。引続き拡大してほしい。 ○ 障害のある子どもを持つ保護者の困りごとを聞く機会を増やしてほしい。

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点 施策	1-① 相談支援体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまびよびよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 ○ 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な 取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充										
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。									
	事業 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまびよびよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">おひさまびよびよ利用実績</td> <td style="text-align: center;">配置場所</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td style="text-align: center;">22,504人</td> <td style="text-align: center;">7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td style="text-align: center;">21,670人</td> <td style="text-align: center;">7か所</td> </tr> </table> ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和元年度】 検討 【令和2年度】 2か所配置 		おひさまびよびよ利用実績	配置場所	【令和元年度】	22,504人	7か所	【令和2年度】	21,670人	7か所
		おひさまびよびよ利用実績	配置場所								
	【令和元年度】	22,504人	7か所								
	【令和2年度】	21,670人	7か所								
	今後の 取組	引き続き「おひさまびよびよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。									
	所管課	子育て支援課、練馬子ども家庭支援センター									
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実										
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。									
事業 成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年5月より、子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】 109回実施 延べ1,096人参加 ○ 令和2年9月より、Web会議システムを活用した練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催した。 【令和2年度】 全8回開催 親子延べ20組参加 										
今後の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続きオンラインひろばを実施し、多胎児家庭交流会や保健相談所とのコラボ講座など内容を充実する。 ○ 引き続き練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施し、在宅子育て世帯に相談や交流の機会を提供する。 										
所管課	こども施策企画課、練馬子ども家庭支援センター										

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「おひさまびよびよ」が子育て中の家族に期待され支持されていること、個別相談がオンラインによる実施も可能となったことなど評価できる。 ○ 子育てに関する疑問を気軽に相談できる「練馬こどもカフェ」が、オンラインによる実施も可能となったことは評価できる。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内7か所で実施している「おひさまびよびよ」に相談員を配置しており、今後「おひさまびよびよ」増設に合わせ、相談員を配置していく。 ○ コロナ禍において外出を控えている親子が、自宅に居ても気軽に相談や保護者同士の交流ができるよう、引き続きオンラインによる子育てのひろばや練馬こどもカフェを実施していく。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児の孤立化や虐待の防止を目的として、「おひさまびよびよ」や「にこにこ」の実施および相談員の配置を着実にやっている。引き続き、相談員を拡充してほしい。 ○ オンラインひろばや練馬こどもカフェ「オンライン版」を実施して、自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるように工夫していることは評価できる。今後も拡充してほしい。 ○ ネットでのオンライン相談、家族もお馴染みのカフェでの親子の交流や子育て相談等、それぞれの選択でつながる工夫はよい。

重点施策	1-② 新しい児童相談体制の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。 ○ 地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。

主な取組	項目1 都との連携強化												
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。											
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護、家庭復帰後の親子支援につながるなどの成果が上がった。 ○ 練馬区虐待対応拠点における都区連携実績 【令和2年度】236件（令和2年7月から令和3年3月まで） ○ 平成29年6月に都と締結した児童相談体制強化についての協定に基づき区の管理職（通年1人、月2回1人）および一般職員（通年福祉・心理職各1人）の都児童相談センターへの派遣を実施した。 ○ 令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案対応を行った。 都児童相談センターからの事案送致数の推移 【令和元年度】94件※令和元年10月から令和2年3月まで 【令和2年度】232件 											
	今後の取組	練馬区虐待対応拠点をさらに活用し、令和3年度から虐待通告を受けた時点で都区共通のチェックリストを用いて初期対応機関の振り分けを行うことで、迅速に都区それぞれの強みを活かした支援につなげる。											
	所管課	練馬子ども家庭支援センター											
	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実												
目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。												
事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に引き続き、令和2年度も相談員を6名増員し、児童虐待案件だけでなく、増加する子育ての悩みや養育不安等の相談にも丁寧な対応を行った。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち相談員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】</td> <td>6,402件</td> <td>46人（31人）</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】</td> <td>6,589件</td> <td>53人（34人）</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>7,518件</td> <td>61人（39人）</td> </tr> </tbody> </table>		児童相談件数	職員数（うち相談員）	【平成30年度】	6,402件	46人（31人）	【令和元年度】	6,589件	53人（34人）	【令和2年度】	7,518件	61人（39人）
	児童相談件数	職員数（うち相談員）											
【平成30年度】	6,402件	46人（31人）											
【令和元年度】	6,589件	53人（34人）											
【令和2年度】	7,518件	61人（39人）											

主な取組	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB(児童福祉司)による助言指導を実施した。 ○施設でのショートステイ事業に加えて、登録家庭による「家庭型子どもショートステイ事業」を令和3年1月から実施した(登録家庭:8家庭)。 ○児童相談業務における、対面による新型コロナウイルス感染の懸念の解消策として、ビデオ通話システムを活用することで、直接会わずに保護者との面談や児童の安否確認ができる環境を整備した。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 面前DV等の虐待における初期対応を担当する係の新設により迅速な初動対応を図るとともに、養育不安を抱えるなど継続的な関わりを必要とするケースへの支援に相談担当が注力できる体制を構築する。 ○ 増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、スーパーバイザーからの助言等が有効であるため、引き続きスーパーバイザーを配置する。 ○ 児童相談業務は訪問等による対面を原則とするが、コロナ禍に応じた取り組みとして、引き続きビデオ通話システムを活用する。
	所管課	練馬子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見(教育委員・有識者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ すすくアドバイザーの配置や、都児童相談センターとの連携等の効果的な相談体制をすすめていると評価する。今後も、子育ての相談体制の整備や練馬区虐待対応拠点の活用を推進して、子育て家庭のニーズに応じた助言や対応、情報提供を強化してほしい。 ○ 練馬区虐待対応拠点として、都区で専門職を含めた職員による協議が、速やかに進められる体制が整ったことは評価する。 ○ スーパーバイザーに弁護士2名と児相OBが加わったことに期待する。 ○ スタッフが訪問巡回を図っていることも虐待防止のために成果を期待できると考える。 ○ 要支援家庭のショートステイ事業を生後2ヶ月からとしたことは、産後うつともいわれる時期に大変有効である。引き続き支援に取り組んでほしい。 ○ 要保護児童対策地域協議会の構成関係機関に都立高校が参画できるよう継続して進めてほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区虐待対応拠点の設置によって都区の専門職員による日常的な情報共有が可能となり、迅速な一時保護につなげる等、都区連携は確実に成果を上げている。 ○ スーパーバイザーの助言・指導により体制強化が図られている。 ○ 今後も都からの事案送致数の増加が予測される等、増加する児童相談に対応するため、区子ども家庭支援センターの体制強化と都児童相談センターとの連携をさらに深める。 ○ 令和2年度に要綱を改正し、都立高校も構成員として要保護児童対策地域協議会に加わった。要保護児童対策地域協議会の構成員については、適切な支援を図るために必要な情報交換や支援内容の協議ができるよう、必要な機関に参加いただくよう今後も検討していく。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「練馬区虐待対応拠点」を設置して、都区の日常的な情報共有、虐待発生時の合同訪問、一時保護、家庭復帰後の親子支援等、成果を上げていることは評価できる。親子支援の更なる強化に努めてほしい。 ○ <u>区独自の虐待対応拠点については良い取組だと思う。今後も一人でも多くの家庭・子どもが救われるように努力してほしい。</u> ○ 相談件数の増加に伴い、相談員の増加も図っていることは評価できる。スーパーバイザーからの助言は、相談者や職員にとって心強いものである。引き続き、スーパーバイザーと協働した取組を期待する。 ○ 子ども家庭支援センターでの相談数の増加実績をみても、確実に対応していることがわかる。コロナ禍のなかで家庭内の混乱、生活不安から起きるDVや虐待等の通報が届きやすくなっているか、ショートステイの対象を生後2ヶ月からとしていることは、それほどセンターの働きが必要とされているということだろう。

重点施策	1-③ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。 ○ 障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。 ○ ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。

主な取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年4月より5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始。令和元年度に実施回数を月2回（1施設のみ月1～2回）に拡大した。 【平成30年度】5施設月1回実施 【令和元年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施 ○ 令和2年度よりファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。
	今後の取組	引き続き、関係機関と連携のうえ発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業を実施するとともに、実施回数の増について検討する。また、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを継続する。
	所管課	練馬子ども家庭支援センター
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区立保育所において、専門の指導員による巡回指導を実施した。 【平成30年度】巡回指導回数 178回 【令和元年度】巡回指導回数 174回 【令和2年度】巡回指導回数 118回 ○ 区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。 【平成30年度】10件 受講者数490名 【令和元年度】10件 受講者数668名 【令和2年度】3件 受講者数191名
	今後の取組	令和3年度からは区立保育所に加え、私立保育所でも障害児保育巡回指導を実施し、障害児の受け入れの促進および障害児保育のサービス向上を図る。
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組 事業成果	<p>【平成30年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,561人 児童育成手当 7,370人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,328世帯 4,783人</p> <p>【令和元年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,318人 児童育成手当 7,082人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,194世帯 4,566人</p> <p>【令和2年度末現在】</p> <p>支給対象児童数 児童扶養手当 5,055人 児童育成手当 6,840人</p> <p>対象世帯・受給者数 ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人</p>
今後の取組	生活福祉課ひとり親家庭支援係による相談支援と連携しながら、各手当の支給および医療費の助成を適切に行うことにより、児童の福祉の増進に努めていく。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある子どもへの支援や児童虐待の予防、要支援家庭の早期発見の支援の体制を強化してほしい。 ○ 軽度障害児の受入れを開始したファミリーサポートは、多様なニーズに応じていると評価する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係機関と連携のうえ子どもの発達に不安のある親子を対象とした「のびのびひろば」を実施し、児童虐待の予防に取り組む。 ○ 生活福祉課ひとり親家庭支援係との連携を図り、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたひとり親家庭への支援について周知を強化して取り組んでいく。 ○ 巡回指導を通じて、障害のある子どもたちが健康かつ安定的に園生活を送れるように支援する。 ○ 軽度障害児の受入れを行うため、ファミリーサポートの援助会員に対し引き続き研修を実施していく。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達の不安や障害のある親子支援、障害児保育、ひとり親家庭等、支援が必要な子どもたちと家庭への取組を、継続的に充実させている。引続き、保護者が身近に相談できる場所の提供等に取り組んでほしい。 ○ ファミリーサポート事業に軽度障害児受入れを開始したことで、保護者の負担の軽減につながっていると考えられる。今後の成果を期待する。 ○ 支援すべき子どもたちやその家族との信頼関係の構築に努めてほしい。また、ひとり親家庭以外でも、家族の疾病等による経済的困窮も考えられるため、多面的な支援を検討してほしい。 ○ ニーズの掌握と要支援家庭を見逃すことがないように、体制を強化してほしい。

2 子どもの教育・保育の充実

重点施策	2-① 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。 ○ 親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。 ○ 子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。

主な取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充													
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。												
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。区立施設ではない身近な場所で、保護者同士が交流したり地域の幼稚園教諭や保育士、栄養士、看護師等といった子育ての専門家に相談したり、子どもと一緒にリフレッシュできる場を提供している。</p> <p>【令和元年度】3か所 全40回開催 親子延べ171組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月は開催中止)</p> <p>【令和2年度】5カ所 全25回開催 親子延べ93組参加 (新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4～6月および令和3年1月～3月21日は開催中止)</p> <p>※この他オンライン版を全8回開催 親子延べ20組参加【再掲】</p>												
	今後の取組	令和3年度には新たに実施場所を1店舗追加し、全6店舗で事業を開催する。開催にあたっては、新たに、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定した。引き続き、練馬こどもカフェの拡充に取り組んでいく。												
	所管課	こども施策企画課												
	項目2 子育てのひろばの増設													
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。												
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に入室する子育てのひろばや公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【平成30年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>6か所</td> </tr> <tr> <td>【令和元年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和2年度】公設</td> <td>11か所</td> <td>7か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば	おひさまびよびよ	【平成30年度】公設	11か所	6か所	【令和元年度】公設	11か所	7か所	【令和2年度】公設	11か所	7か所
		子育てのひろば	おひさまびよびよ											
	【平成30年度】公設	11か所	6か所											
【令和元年度】公設	11か所	7か所												
【令和2年度】公設	11か所	7か所												
今後の取組	引き続き「民設子育てのひろば」と「おひさまびよびよ」の拡充に取り組んでいく。													
所管課	練馬子ども家庭支援センター													

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【平成30年度】参加者数 16,265人 【令和元年度】参加者数 16,125人 【令和2年度】参加者数 12,895人
今後の取組	引き続き、外遊びの場提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てのひろばの整備、プレーパークや「おひさまびよびよ」、乳幼児一時預かり事業など、有意義な事業を推進している。引き続き、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスを拡充して、子どもの心身の健全な発達や社会性を育てほしい。 ○ 乳幼児一時預かり事業については、インターネット予約の運用により、より多くの利用が増えることも期待される。更なる充実を期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民設子育てのひろばや「おひさまびよびよ」の増設、乳幼児一時預かり事業のキャッシュレス決済導入に向けて取り組むなど、子どもや家庭のニーズに応じた多様な子育て支援サービスの充実を推進していく。

評価	特記事項
点検・評価欄 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬こどもカフェ「オンライン版」を開催し、感染症対策を施した上で交流の場を提供していることは評価できる。孤立化しやすい在宅子育て世帯を継続して支援してほしい。 ○ 各サービスの利用が困難と思われる多胎児家族や保護者が疾病の家庭等に向けた支援について、アウトリーチはどうすべきか検討してほしい。 ○ 練馬こどもカフェ、子育てのひろば、おひさまびよびよ、公園等を活用した外遊びの取組は、保護者の交流および子どもの心身の発達や社会性を育むために重要である。引き続き充実させてほしい。

重点 施策	2-② 練馬こども園の充実	
	概要	○ 幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や、0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な 取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上11時間未満）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【平成30年度】 認定園数：16園（定員：1,365名） 【令和元年度】 認定園数：20園（定員：1,429名） 新規認定：4園（標準型1園、短時間型1園、低年齢型2園（うち1園は、標準型として既に認定している園と重複）） 【令和2年度】 認定園数：22園（定員：1,569名） 新規認定：2園（標準型1園、短時間型1園）
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬区独自の幼保一元化の取り組みを評価する。 ○ 練馬こども園の拡大が進み、幼稚園での長時間預かりが可能となるなど保護者の選択の幅が広がった。今後も各園の教育内容の充実が期待される。 ○ 現場を支えるスタッフの待遇改善、研修参加などに配慮し、快適な環境を整えてほしい。 ○ 練馬こども園の拡大、短時間型や低年齢型の預かり保育の導入は、幼児教育・保育サービスの充実を図っていると評価する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、練馬こども園の拡大を推進し、保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供につなげていく。 ○ 私立幼稚園に対する各種補助制度の周知や研修参加を促していく。 ○ 各私立幼稚園の教育方針や職員体制等を踏まえ、練馬こども園（標準型・短時間型・低年齢型）の提案に取り組んでいく。

点検・評価欄	評価	特記事項
	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 練馬こども園が毎年確実に増えていること、短時間型保育や低年齢型を導入していることから、待機児童ゼロを目指してきた努力がみられる。引続き、保護者の要望に寄添いながら保育の質の向上にも努めてほしい。 ○ 幼稚園の機能を持ちながら教育時間の前後の預かり保育制度が充実してきて、保護者が安心して一定時間まで働くことができる練馬こども園の存在は大きい。練馬区の子育て支援の充実を担っていると見える。今後は、地域に標準化して練馬こども園が開設されていくことも大切である。 ○ 練馬こども園の認定園や定員の拡大および保護者の希望に応じた教育・保育サービスの提供が計画的、継続的に行われている。 ○ 適切な教育・保育サービスがなされるように支援を強化してほしい。

重点施策	2-③ 保育サービスの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。 ○ 保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。 ○ 東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所190所（定員16,011名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備により定員拡大を行った結果、待機児童数ゼロを達成した。</p> <p>【平成31年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 165所（定員14,760名）</p> <p>待機児童数 14名</p> <p>【令和2年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 181所（定員15,601名）</p> <p>待機児童数 11名</p> <p>【令和3年4月1日現在】</p> <p>認可保育所 190所（定員16,218名）</p> <p>待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童ゼロを継続できるよう、地域や年齢ごとのニーズをきめ細かく把握し、引き続き認可保育所の定員拡大を図る。
	所管課	保育課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 区立保育所（委託園）におけるICTの導入推進
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。また、保育課窓口のweb予約や入園申込の手続き案内動画の配信を行った。 ○ 令和2年度に区立委託園（1園）でICT（登降園時刻の管理、連絡帳、お便り、身体計測記録、保育日誌等の事務をデジタル化するシステム）の試行導入を開始した。
	今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。 ○ 区立保育園（委託園）へのICT導入を進めていくとともに、区立保育園（直営園）へもICTを導入する。 ○ 新設する私立認可保育所に加え、既存のICT未導入の保育施設に対して導入を働きかける。
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行っている。 【平成30年度】 区立保育園 22件 私立保育所等 24件 【令和元年度】 区立保育園 18件 私立保育所等 26件 【令和2年度】 区立保育園 20件 私立保育所等 48件 ○ 区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行っている。 【平成30年度】 私立保育所等 242施設 362回 区立委託園 20園 138回 【令和元年度】 私立保育所等 270施設 402回 区立委託園 22園 368回 【令和2年度】 私立保育所等 272施設 272回 区立委託園 24園 536回 ○ 全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。 【令和2年度】 22回 受講者数1,302名 ○ 東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施の検討を行った。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行っていく。 ○ 区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、東京都指定キャリアアップ研修の練馬区での実施を検討する。
所管課	保育課、保育計画調整課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認可保育所等の定員拡大による待機児童の解消を推進し、延長保育実施園や病児・病後児保育施設を拡充して、保育サービスの充実を図っていると評価できる。 ○ 保育の質や環境の維持・向上だけでなく、職員の勤務に負担がかかっているか、職場内研修の充実、また施設長の指導などの対策も検討してほしい。 ○ オンラインによる選定システムの導入は、保護者にも負担軽減となり、また全体を俯瞰できることでより精度の高い選択が可能となることを期待する。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童ゼロを継続できるよう、令和4年4月に向けて新たに認可保育所7か所（定員381名）開設し、定員を拡大する。 ○ 区内保育事業者の研修の充実のために、区自ら東京都指定の保育士等キャリアアップ研修の実施を目指す。 ○ 入園申込み等の手順のオンライン化は、国の「自治体DX推進計画」や自治体の業務システムの仕様を国が標準化する法律が制定されたことを受け、令和4年度末までにマイナポータルを活用した手順のオンライン化を目指す。

評価	特記事項
点検・評価欄 3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童ゼロの達成、諸手続きのICT化の拡充、第三者評価の促進は評価できる。引き続き、第三者評価受審促進と保育サービス推進を強化してほしい。 ○ 窓口対応の省力化によって得られたゆとりを保育の充実に向けていくことが期待される。 ○ ICT未導入の保育施設への早期導入に努めてほしい。 ○ 保育所増加、保育士増員に伴い、保育士の東京都指定キャリアアップ研修の実施に向けて早期対応してほしい。

3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点施策	3-① 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	○ 学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業成果	<p>【平成31年4月1日現在】 実施校数 19校（新規実施6校：豊玉東小、開進第三小、田柄小、光が丘第八小、石神井台小、上石神井小）</p> <p>【令和2年4月1日現在】 実施校数 27校（新規実施8校：仲町小、練馬小、光が丘春の風小、光が丘秋の陽小、石神井東小、大泉第三小、大泉学園緑小、八坂小）</p> <p>【令和3年4月1日現在】 実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p><その他> ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」の実施に向けて準備を行った。</p>
	今後の取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。また、新たな待機児童対策である「ねりっこプラス」を、待機児童がいる全ねりっこクラブ実施校で実施する。
所管課	子育て支援課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ねりっこクラブを早期に全校開設できるよう取り組んでほしい。 ○ ねりっこクラブや夏休み居場所づくり事業を計画的に拡充し、受け入れが広がったことを評価する。すべての子どもたちの居場所があることも評価できる。引き続き、子どもたちが楽しく生活や学習ができる、安全で充実した放課後居場所づくり事業を推進してほしい。 ○ 待機者のいる地域のために学校施設の効率のよい利用を工夫していることも理解できるが、さらに検討してほしい。
-----------------------------	--

<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいる今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月に向けて、新たに8校（豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。 ○ ねりっこクラブ開始の前年度に、校内に学童クラブがある小学校において、夏休みの居場所づくり事業を確実にしている。 ○ 令和3年4月に区独自の新たな学童クラブ待機児童対策として、学童クラブとひろば事業の一体的な運営のメリットを活かした「ねりっこプラス」を開始した。
-------------------------------------	--

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育園待機児童ゼロを目指しながら、学齢期における学童クラブの待機児童ゼロを目指して、放課後居場所事業も早期から計画的に進めてきたことが伺える。 ○ 子どもたちの安全で楽しい放課後の居場所を充実させるために、ねりっこクラブの拡大やねりっこプラスの実施を推進していることは評価できる。引続き、拡充を進めてほしい。 ○ 教員と学童クラブ等のスタッフが双方で意見交換できる機会の設定を検討してほしい。

重点施策	3-② 児童館機能の充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 ○ 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置した。 【令和元年度】検討 【令和2年度】2か所配置 ○ 保健相談所等の子育て関連施設への出前児童館を実施した。 【令和元年度】保健相談所と調整・試行実施 【令和2年度】子育てのひろば「ぴよぴよ」と児童館とでペアをつくり連携を開始 新型コロナウイルス感染拡大防止のため出前児童館の実施は縮小したが、乳幼児親子の居場所を紹介した冊子を児童館が作成し、保健相談所と「ぴよぴよ」にて利用者へ配付
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生の居場所と自己実現の場として平成18年度に開始した事業で、平成28年度からは全児童館で実施し、交流や音楽活動等を行っている。 ○ 令和元年度から、皆で食べ（飲み）ながら、皆で話し、児童館職員が個々の児童に寄り添うことで、「相談」機能を強化する「中高生カフェ」を実施している。 【令和元年度】検討、11館で試行実施 【令和2年度】6館で実施（飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小）
	今後の取組	新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで実施を進める。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の子どもたちのたまり場としての児童館は、子どもはもちろん、保護者たちにとっても気軽に相談できる場所となっている。高校生の居場所にもなり、身近な大人である職員とのつながりにも成果がみられる。 ○ 児童館機能を見直し、乳幼児や保護者、小学生とともに、中高生の居場所づくりを推進していることは評価できる。 ○ 中高生の居場所づくり事業として、関係機関と連携しながらの支援、また職員のスキルアップ研修を引き続き取り組んでほしい。 ○ 中高生の居場所づくり事業が親や教員以外の話せる大人との関わりにより、自然に将来や友人との悩みを相談できる場所となることを期待する。 ○ 児童館が子どもたちのよりよい居場所になるように、健全育成や自己実現の場としての活動を充実させてほしい。 ○ 学校だけでなく、生きる力を引き出す役割を担うのが地域の児童館の可能性だと考える。
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館の学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」へ相談員を配置し、乳幼児と保護者向けのサービスの充実を図っている。 ○ 保健相談所や子育てのひろば「びよびよ」への出前児童館を実施し、関係機関と連携しながら乳幼児親子を支援している。 ○ 中高生居場所づくり事業において、中高生同士や職員と一緒に気軽に話す場「中高生カフェ」を実施している。 ○ 中高生の悩み等に児童館職員が寄り添えるようにLGBTs研修や不登校児への支援についての研修、怒りを鎮めるためのアンガーマネジメント研修等を実施し、引き続き、職員のスキルアップを図っている。 ○ 各児童館で課題を情報共有し、望ましい実施方法を検討したうえで、事業の着実な実施に結びつけていく。

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館が、障害のある児童・生徒や、特に目的がなくても中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。 ○ 児童館の機能を充実させて、乳幼児保護者が気軽に相談・交流できる場や、中高生が自己実現の場として様々な活動ができる取組を進めていることは評価できる。 ○ 子育て中の家族から中高生まで、年齢層を超えた交流や、他校の児童とのふれあいも期待できる。これからは、対人関係を学ぶ各世代での自由な交流の場として、児童館の働きにはたくさんの可能性があると言える。 ○ 中高生の居場所づくり事業として多感な年齢に対応できるよう、引き続き児童館職員のスキルアップ研修に取り組んでほしい。

重点施策	3-③ 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。 ○ 若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【平成30年度】実施事業数 392事業 参加者延人数 73,976人 【令和元年度】実施事業数 271事業 参加者延人数 68,290人 【令和2年度】実施事業数 59事業 参加者延人数 4,121人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。 【平成30年度】初級受講生216人、中級受講生84人 【令和元年度】初級受講生210人、中級受講生88人 【令和2年度】初級受講生162人、中級受講生88人 ○ ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。 【平成30年度】計4回 参加人数延121名（登録者：79人） 【令和元年度】計3回 参加人数延114名（登録者：83人） 【令和2年度】中止（登録者：84人） ○ 青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。 【令和元年度】1講座 参加人数延30人 【令和2年度】4講座 参加人数延134人
	今後の取組	ジュニアリーダーや青年リーダーの養成講習会において、様々な地域活動を体験するなど内容を充実する。また、若者が青少年育成地区委員会や学校などの地域活動に携わる機会を増やすため、働きかけを強化していく。
	所管課	青少年課

主な取組	項目3 若者の自立に向けた相談・支援	
	目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
	事業成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を実施した。 【令和2年度実績】 相談・支援 延べ3,578人 延べ進路決定者数 35人 ○ 令和2年6月に不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方に対して、社会とつながり直す機会として春日町青少年館内に居場所を開設。 【令和2年度実績】 開所日 193日 利用者 実人数123人 延べ利用者数1,428人
	今後の取組	就労に向けた技能講習等の充実と区内産業団体等との情報交換など連携を深める取組を行う。また、不登校やひきこもりの実態把握などを含めた関係機関との連携強化やアウトリーチを行っていく。
所管課	青少年課	

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<大綱改定に伴う新設項目>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区民と協働して、青少年育成地区委員会、ジュニアリーダーや青年リーダーの養成、若者が企画・運営に携わる取組が継続的に実施されている。 ○ 青少年育成活動は、地域での協働を進める可能性につながるもので、地域の大人たちと子どもの協力関係をつくる機動力になる。 ○ 社会とのつながりを失っている方に対する、社会とつながり直す機会の提供は評価できる。セミナーの実施、青少年館内の居場所づくり、相談・支援など、引続き拡充してほしい。また、オンラインの活用も充実してほしい。

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野においても、令和2年3月2日から始まった区立小・中学校臨時休業の延長や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。

教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

主な取組

令和2年4月

- ・区立小・中学校へ消毒液を配布
- ・学童クラブ、子育てのひろばへマスクや消毒液を配布
- ・区内保育施設へマスクや液体石鹸を配布
- ・臨時休業中における学校と家庭との連絡を充実するため、学校ホームページを用いた課題の発信や、YouTube「練馬区立小中学校・幼稚園公式チャンネル」にて、動画配信を実施
- ・練馬子ども家庭支援センターにてビデオ通話システムを活用した相談支援事業の開始

令和2年5月

- ・ひとり親家庭臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和2年12月）
→ひとり親家庭の支援を充実するため、区独自の取組として、児童扶養手当受給世帯に臨時特別給付金を支給（1世帯5万円）。
- ・子育て世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年6月～令和3年3月）
→新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、臨時特例的な給付措置として子育て世帯に対し、内閣府が実施した事業に基づき、臨時特別給付金を支給（児童1人につき1万円）。
- ・区立小中学校へ連絡用携帯電話の配備
→新型コロナウイルス感染症による児童・生徒の不安感に寄り添い、心のケア等を行うため、各小中学校に連絡用携帯電話を配備。
- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや消毒液等を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液等を配布
- ・子育てのひろばでZoomを利用したオンラインひろばを開始

令和2年6月

- ・区立小中学校、幼稚園へマスクや非接触体温計等を配布
- ・区内保育施設、学童クラブ、児童館、ひろばへマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へマスクや消毒液を配布
- ・練馬区立子ども家庭支援センター公式Twitterを開設し、子育てのひろばのイベント情報や利用状況のツイートを開始

令和2年7月

- ・介護等従事者特別給付金の支給
→介護、障害者、こども分野の事業の従事者が事業を続けていく一助とするため、緊急事態宣言の期間中に継続してサービスを提供した区内の事業所に勤務する従事者に対して、従事者1名につき2万円（常勤換算）を支給。
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給（支給期間：令和2年8月～令和3年3月）
→新型コロナウイルス感染症の影響により子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身等に生じている低所得のひとり親世帯を支援するために、厚生労働省が実施した事業に基づき臨時特別給付金を支給。
（基本給付：1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円）
（追加給付：新型コロナウイルス感染症の影響により家計急変した世帯1世帯につき5万円）

- ・区立小中学校へ消毒液やニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布

令和2年8月

- ・区内保育施設へマスクや消毒液を配布
- ・子育てのひろばへ非接触型体温計を配布

令和2年9月

- ・区立小中学校へニトリル手袋を配布
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・Zoomを利用した「練馬こどもカフェ」オンライン版開始

令和2年10月

- ・保活支援サービスの運用を開始
→区LINE公式アカウントを開設し、通園距離・児童の年齢・アレルギー対応等を加味した保育園の検索、AIチャットボットによる保育に関する問合せへの自動応答、子育てに関する情報配信を開始。
- ・子育て施設等従事者特別奨励金の支給
→保育施設等の子育て施設等従事者が、今後も事業を続けていく一助とするため、区内の子育て施設等に勤務する従事者に対して、従事者1人につき3万円を支給。
- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・ファミリーサポート援助会員へ消毒液を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、入園申込手續のご案内、区立保育園(60園)の紹介動画を配信
- ・保育園入園相談窓口のインターネット予約を開始

令和2年11月

- ・区内保育施設へマスクを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液を配布

令和2年12月

- ・区立小・中学校、幼稚園のトイレ手洗いにセンサー式自動水栓の取付け(～令和3年3月)
- ・ひとり親世帯臨時特別給付金の支給(支給期間：令和2年12月～令和3年3月)
→ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付)の受給者に再支給(1世帯5万円、第2子以降児童1人につき3万円)。

令和3年1月

- ・区立小中学校に和牛肉を使った学校給食を提供
→新型コロナウイルス感染防止のため、前を向いたまま無言で給食を食べている児童・生徒に、和牛の美味しさや魅力を伝え食材への興味を高めるほか、食べ物を大切にする心や生産者に対する感謝の心を育む機会となるよう、和牛肉を使った給食を提供。
- ・成人の日のつどいをオンライン開催
→会場に集う形式での開催を中止し、無観客による式典や演奏会等を収録してインターネットで配信(1月11日～18日)。
また、「成人の日」当日は、としまえんから譲り受けたオブジェ等と一緒に写真撮影ができる写真スポットを、会場周辺に11か所(そのうち区役所本庁舎では1月18日まで)設置。
- ・学童クラブ、児童館、ひろばへフェイスシールドを配布

令和3年2月

- ・区立中学校3年生を対象とした、VR修学旅行の実施（2月24日～3月17日）
→修学旅行中止の代替事業として、VR（バーチャル映像）教材による修学旅行体験（360度VR映像体験）や未来への手紙（20才の自分への手紙）作成等を実施。
- ・全児童・生徒にタブレットパソコンを配備・運用開始
→児童・生徒一人一台のタブレットパソコンを令和4年度までに配備する計画だったものを前倒して、令和2年度中に配備を完了。
- ・区内保育施設へ飛沫防止のパーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ消毒液や液体石鹸等を配布
- ・YouTube「練馬区立保育園チャンネル」にて、区内保育施設における新型コロナウイルス感染症対策についての動画を配信

令和3年3月

- ・区立小中学校卒業生を対象とした、思い出作り事業の実施
→中止や縮小された学校行事の代替事業として、最終学年である小学6年生および中学3年生を対象に、思い出作りの事業を各校で実施。
- ・区立小中学校へCO2チェッカー、消毒液、液体石鹸を配布
- ・区立幼稚園へ消毒液を配布
- ・区立幼稚園（2園）に空気清浄機を配備
- ・区内保育施設へ飛沫防止のパーテーションを配布
- ・子育てのひろば、子どもショートステイ事業実施施設へ手袋等を配布

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特 記 事 項	
<p>○ 区立施設へのマスク・消毒液・液体石鹸の数回にわたる配布、子ども家庭支援センターでビデオ通話システムを活用した相談支援事業等が早い段階から行われている。</p> <p>○ 各自治体が混乱する中、令和2年5月にはひとり親家庭に臨時特別給付金を支給するなど、早期に対応されている。</p> <p>○ スクールカウンセラーの追加派遣、タブレットパソコンを前倒しして、令和2年度中に全児童・生徒に配備が完了したことは評価する。</p> <p>○ 成人の日のつどいのオンライン開催・写真スポットの設置、区立中学校3年生を対象としたVR修学旅行の実施等の代替策の取組が積極的に行われている。</p> <p>○ 誰もが初めて体験するコロナ禍のなか、あらゆる困難を究める問題に身の危険を感じながらも、子どもたちを感染から守ろうという一致団結した思いが、大きなクラスターにならずに過ごせた。すべての関係者、指導的立場、また、熱心に消毒や決まりを守り通した子どもたちの努力にも大きな敬意を伝えたい。All in one で乗り切ったことを大いに評価したい。</p> <p>○ 「練馬区学校（園）感染予防のガイドライン」を早く作成し、学校等に周知し、区全体で連携して感染予防や対応の徹底を図ったことは評価できる。また、感染状況に応じて、ガイドラインの追加・訂正が行われていた。</p> <p>○ 区独自や国の特別給付金を繰り返し支給していたことは、対象世帯に対して効果的な支援だった。</p> <p>○ 今回の新型コロナウイルス感染症対応を整理し、今後、パンデミック等の緊急事態が発生した場合、安全に円滑に対応できる計画や対応策を構築しておくことが重要と考える。</p> <p>○ 未曾有の事態に対して、迅速に対応しなければならない状況にあったことを考慮すると、全体的に評価に値する対応であったと思われる。これまでの経験をもとに、不備を修正し、より適切な危機管理体制を構築してほしい。その際、少数ゆえに支援や情報が行き届かない人が出ないように留意してほしい。</p> <p>○ <u>感染拡大を恐れるのであれば、早期に中止を決定してしまえば次の準備の段階に行ける。しかし、成人の日のつどいや修学旅行等、子どもたちのために直前まで実施を検討したことは、困難な状況下でも最善を尽くしたと言える。</u></p>	

評価	3
----	---



令和3年12月17日
地域文化部文化・生涯学習課

3 練地文第511号
練馬区文化財保護審議会

令和3年度練馬区登録文化財について、練馬区文化財保護条例（昭和61年3月条例第26号）に基づき、下記のとおり諮問します。

令和3年11月11日

練馬区教育委員会



記

1 文化財を登録することについて（3件）

※ 別紙のとおり

令和3年度

練馬区文化財保護審議会 登録文化財諮問案件

1 文化財を登録することについて

No.	名称	員数	所有者	所在地
1	光傳寺の半鐘	1口	宗教法人 光傳寺	氷川台3-24-4 光傳寺
2	妙福寺の享保十年銘半鐘	1口	宗教法人 妙福寺	南大泉5-6-56 妙福寺
3	妙福寺の嘉永三年銘半鐘	1口	宗教法人 妙福寺	南大泉5-6-56 妙福寺

1 文化財を登録することについて

No. 1 光傳寺の半鐘

員数	1口	所有者	宗教法人 光傳寺
所在地	練馬区氷川台3-24-4 光傳寺		
文化財の概要	<p>銅製、鑄造。小幡内匠の作。総高 58.3 cm、龍頭高 12.8 cm。口径（外径）34.0 cm。享保 19 年（1734）8 月銘。乳の間は各区 4 段 4 列の乳を配列する。池の間と縦帯は各区に銘文を陰刻する。撞座は 2 ケ所あり、複弁八葉の蓮華文を施す。下帯に唐草文を陽鑄する。</p> <p>銘には、鑄物師、梵字光明真言、回向文、戒名、施主、願主、講中等の記載があり、施主、願主、講中が、故人の菩提を弔い、現世と来世の安樂を祈るため、光傳寺へ奉納した半鐘であると分かる。</p>		

No. 2 妙福寺の享保十年銘半鐘

員数	1口	所有者	宗教法人 妙福寺
所在地	練馬区南大泉5-6-56 妙福寺		
文化財の概要	<p>銅製、鑄造。小幡内匠の作。総高 66.0 cm、龍頭高 14.0 cm。口径（外径）36.5 cm。享保 10 年（1725）10 月銘。乳の間は各区 4 段 4 列の乳を配列する。池の間に銘文を陰刻する。撞座は 2 ケ所あり、複弁八葉の蓮華文を施す。下帯に唐草文を陽鑄する。</p> <p>銘には、鑄物師、願主等の記載があり、小樽村、下保谷村（現西東京市）の願主が、本應寺へ奉納した半鐘であると分かる。</p> <p>なお、本應寺は妙福寺末寺で、明治時代に廃寺となった。半鐘は、現在、妙福寺祖師堂の回廊に懸かる。</p>		

No. 3 妙福寺の嘉永三年銘半鐘

員 数	1口	所 有 者	宗教法人 妙福寺
所 在 地	練馬区南大泉5-6-56 妙福寺		
文化財の 概要	<p>銅製、鑄造。銅屋清次郎の作。総高69.5cm、龍頭高14.0cm。口径(外径)39.0cm。嘉永3年(1850)11月銘。乳の間は各区4段4列の乳を配列する。笠形、池の間、縦帯に銘文を陰刻する。撞座は2ヶ所あり、複弁八葉の蓮華文を施す。笠形に「上」の字、下帯に雲文を陽鑄する。</p> <p>銘には、鑄物師、題目、願主等の記載があり、小樽村、「保谷村」(現西東京市)の願主が、妙福寺へ奉納した半鐘であると分かる。</p> <p>現在、本堂回廊に懸かる。</p>		

1 文化財を登録することについて

No. 1 光傳寺の半鐘



No. 2 妙福寺の享保十年銘半鐘



No. 3 妙福寺の嘉永三年銘半鐘



令和3年12月17日
教育振興部教育指導課

区立中学校における個人情報の不適切な取扱いについて

1 概要

区教育委員会では、児童生徒の情報モラル向上と情報端末に係る事故の防止に向け家庭でのSNSルールづくりを啓発・促進するために、SNS練馬区ルール・リーフレットを作成し、各家庭に配布している。

また、各校に対しては、ルールづくりの状況を確認するため、各家庭で作成した、パスワードを記載しない状態でのリーフレット提出を求めるよう通知している。

しかし、区立中学校1校において、SNS練馬区ルール・リーフレットを配布した際に、学校への提出にあたってSNSのパスワードの記載は不要との説明を失念したため、提出した生徒のパスワードを学校が知り得る事態が判明した。

2 経緯

令和2年6月 「SNS練馬区ルール」リーフレットの配布等を開始。

8月 同リーフレットにある、個人パスワードを記載する箇所について、「未記載」または「消した状態もしくはマスキングした状態」で提出するよう各校に通知。

令和3年11月19日 区立中学校1校において、12月実施の三者面談で生徒のSNS利用に関する注意喚起を行うため、各家庭に「SNS練馬区ルール」リーフレットの「我が家のSNSルール」を提出するよう依頼。提出物は面談時に返却予定としていた。

11月30日 保護者からの連絡で、パスワードを「未記載」または「削除もしくはマスキングした状態」で提出する旨の説明を失念したままリーフレットを配布していたことが判明。

276名からリーフレットの提出を受け、うち36名分にパスワードの記載があった。(12月2日時点)

12月3日 各家庭にあてて謝罪文を送付。

3 教育委員会の対応

11月30日 当該事案の発生を確認

12月1日 全校にあてて注意喚起を促す通知を送付

12月2日 他の学校では同様の事態は発生していないことを確認

4 SNS練馬区ルール・リーフレット

※別添のとおり

5 今後の対応

区教育委員会では、同様の事態の発生防止に向け、改めて各学校に通知を行った。また、今後発行する同リーフレットについては、パスワード記載箇所を削除した。提出した生徒それぞれのリーフレットは同学校の鍵のかかる場所で保管するとともに、順次各家庭に直接返却を行っているため、パスワードの漏洩は発生していない。

ねりまく
SNS練馬区ルール

じぶん あいて まも けついで
～自分と相手を守る10の決意～

自分のために

- ①家族と利用時間を決める。
- ②自分の写真や動画、個人情報（※1）をのせない。
- ③投稿する際には保護者や先生に見られてもよい内容にする。

相手のために

- ④他の人の写真や動画、個人情報をのせない。
- ⑤送信する前に誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるかを考えて読み返す。
- ⑥相手の都合を考えて、送信時刻・回数に気を付ける。
- ⑦人と会っているときは、スマホやゲーム機などの使用は控え、会話を大切にす。

家族のために（保護者向け）

- ⑧インターネット等の危険性について家族で話し合しましょう。
- ⑨インターネットにつながるすべての電子機器（※2）に、フィルタリングやセキュリティソフトを付け、安心して活用できるようにしましょう。
- ⑩子供の利用状況を把握し、いつ、どこで、どのくらい使うか、必要なときは保護者が確認するなど、保護者が責任をもって管理しましょう。

※1 個人情報とは、住所、電話番号、名前、写真、メールアドレス、IDなど個人を特定できる情報のことです。

※2 インターネットにつながる電子機器は、テレビ、パソコン、携帯電話、スマホ（スマートフォン）、ゲーム機、タブレット、携帯型音楽プレーヤーなどすべてを含みます。

我が家のSNSルール

簡単作成シート

使用時間

スマホ、SNSを使う時間は1日_____時間にします。

スマホ、SNSを使う時刻は_____時までになります。

保管場所

それ以降は、_____に置いておきます。

管理方法

SNSのパスワードは_____です。

このパスワードは（_____（例）家族で）共有します。

投稿内容

次の内容はSNSに投稿しません。

_____（例）友達の写真

使用場面

次の場面ではスマホを使用しません。

_____（例）食事中

我が家の安全利用チェックリスト

- インターネットやSNSの危険性について家族で話し合っている。
- スマホや携帯電話にはフィルタリングや、セキュリティソフトを付けている。
- 週に1回以上は、子供の携帯電話の利用状況や、SNSの内容を確認している。

我が家のSNSルール

～作ってみましょう、我が家のSNSルール～

作ってみるねり。



【SNS 学校ルール】

学校で配布された SNS 学校ルールを
貼っておこう。

このシートの活用方法

- ① SNS 練馬区ルールを家族で読みましょう。
- ② 学校の SNS ルールを家族で読みましょう。
- ③ SNS 練馬区ルール、SNS 学校ルールを参考にして、簡単作成シートを家族で作ってみましょう。
- ④ 我が家の SNS ルール作りにチャレンジしましょう。

令和 3 年 12 月 17 日
こども家庭部子育て支援課

令和 3 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への
臨時特別給付（先行給付金））について

令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」のうち、「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」について、下記のとおり実施する。

記

1 実施概要

新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、0 歳から高校 3 年生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別の給付金を支給する。

2 支給対象者

- (1) 令和 3 年 9 月分の児童手当（本則給付）受給者
- (2) 令和 3 年 9 月 30 日時点で高校生等（平成 15 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれ）の児童の保護者（対象児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方で所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満）
- (3) 令和 4 年 3 月 31 日までに出生した児童の保護者（児童手当（本則給付）対象者）

3 支給額

対象児童 1 人当たり 5 万円

4 申請について

- (1) 上記 2 (1)については、申請は不要（案内は 12 月中旬に送付予定）
- (2) 上記 2 (2)(3)については、原則申請が必要

5 支給時期

- (1) 上記 2 (1)については、12 月末までに、児童手当の登録口座に振り込む。
- (2) 上記 2 (2)(3)については、申請を受付・審査した後、順次指定口座に振り込む。

6 区民への周知

区報、区ホームページ、対象と思われる方への個別送付などを検討

7 経費

約45億円。全額国庫負担（補助率10/10）。補正予算に計上

令和 3 年 12 月 17 日
こども家庭部子育て支援課

練馬区立東大泉児童館、練馬区立東大泉児童館学童クラブおよび練馬区
立東大泉児童館第二学童クラブの指定管理者の選定について

東大泉児童館、東大泉児童館学童クラブおよび東大泉児童館第二学童クラブは平成28年度から株式会社ウィッシュが指定管理者として事業を運営している。現在2期目であり、指定期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっている。

その指定管理者である株式会社ウィッシュの児童福祉施設事業が、令和4年4月1日をもって、吸収分割契約により、グループ会社である株式会社ポピンズに承継されることになった。

そのため、株式会社ポピンズが引き続き指定管理業務を適切に履行できるかについて評価し、指定管理者の候補を選定する。

そのうえで地方自治法第244条の2第6項に基づく議会の議決を得て、改めて指定を行う。

1 指定期間（予定）

令和4年4月1日（吸収分割の効力発生日）から令和8年3月31日（現在の指定期間の終期）まで（4年間）

2 選定の対象とする団体

東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 広尾プラザ5階
株式会社ポピンズ
代表取締役 井上 正明

3 上記の団体を選定対象として特定する理由

- (1) 指定管理業務に関し、株式会社ポピンズが株式会社ウィッシュの事業を承継し業務の継続性が担保されるため。
- (2) 株式会社ウィッシュの運営は良好であり、承継するポピンズも同様に良好な運営が期待できるため。
(株式会社ウィッシュのモニタリング最終総合評価（令和2年度）は「良」)

4 指定管理者の選定手続予定

指定管理者選定小委員会において、対象団体の企画提案書等提出書類、公認会計

士による団体経営診断結果をもとに評価し、さらに指定管理者選定委員会において、指定管理者選定小委員会からの評価結果の報告をもとに審議し、指定管理者の候補を選定する。

指定管理者の指定の議案は、令和4年第一回練馬区議会定例会に提出する。

5 評価項目・評価基準

別紙のとおり

練馬区立東大泉児童館等評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組
	3 団体の施設運営実績	(1) 同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための取組
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 一体的な施設運営に向けた事業内容の提案
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進

令和 3 年 12 月 17 日
こども家庭部練馬子ども家庭支援センター

練馬区立地域子ども家庭支援センター運營業務委託事業者の決定について

令和 4 年度に練馬区立地域子ども家庭支援センター（5 か所）の運營業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 委託事業者

- (1) 地域子ども家庭支援センター練馬・分室
団体名：特定非営利活動法人保育サービスぽてと
所在地：東京都練馬区田柄一丁目 20 番 2 号
- (2) 地域子ども家庭支援センター関
団体名：特定非営利活動法人手をつなご
所在地：東京都練馬区石神井台五丁目 9 番 6 号
- (3) 地域子ども家庭支援センター光が丘・分室
団体名：社会福祉法人雲柱社
所在地：東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 19 号
- (4) 地域子ども家庭支援センター貫井
団体名：特定非営利活動法人手をつなご
所在地：東京都練馬区石神井台五丁目 9 番 6 号
- (5) 地域子ども家庭支援センター大泉
団体名：社会福祉法人雲柱社
所在地：東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 19 号

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 選定経過

- 令和3年7月30日 第1回選定委員会（選定方針、評価基準等決定）
- 9月21日 区報および区ホームページで委託事業者募集開始
- 10月22日 応募書類提出期限
- 10月28日 第2回選定委員会（実地調査）
- 11月4日 第3回選定委員会（実地調査）
- 11月9日 第4回選定委員会（事業者プレゼンテーション、施設長候補者等ヒアリング、委託事業者候補決定）
- 11月19日 委託事業者決定